

老人日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この事業は、一人暮らし老人等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、会津坂下町社会福祉協議会とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第 3 条 給付等の対象となる用具は、別表 1 の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

(給付等の申請)

第 4 条 この事業の給付等を希望する者は、老人日常生活用具給付等申請書（様式第 1 号）により会津坂下町社会福祉協議会長に申請するものとする。なお、申請者は、原則として一人暮らし老人等又は当該世帯の生計中心者とする。

(給付等の決定)

- 第 5 条 会津坂下町社会福祉協議会長は、前条に規定する申請書を受理したときは速やかに給付等の要否を決定する。
- 2 会津坂下町社会福祉協議会長は、前項の規定により納付等を決定したときは、老人日常生活用具給付等決定通知書（様式第 2 号）により、また給付等を要しないと認めたときは老人日常生活用具給付等申請却下通知書（様式第 3 号）により申請者に通知する。
 - 3 会津坂下町社会福祉協議会長は、第 1 項の規定により給付等（別表 1 に掲げる貸与を除く。）を決定したときは、老人日常生活用具納入通知書（様式第 4 号）により納入業者に通知する。

(費用の負担)

- 第 6 条 申請者は、別表 2 の基準により、必要な用具の給付等に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。なお、この場合、原則として負担する額は、用具の引き渡しの日直接業者に支払うものとする。
- 2 前項別表 2 に掲げる利用者負担額は当該年度の負担すべき額の上限とする。

(用具のレンタル等)

第 7 条 緊急通報装置は別表 1 に掲げる区分にかかわらず、業者と委託契約をしてレンタルできるものとする。

- 2 前項の場合のレンタル期間は、決定の日からその日の属する会計年度の終了の日までとするが、期間が終了する日までに取り消しの決定を行わないときは、その日の翌日から起算して 1 年間は引き続き効力を有するものとする。
- 3 レンタルに要する費用の算定は、期間が連続又は断続を問わずこれを通算し、年度を単位として算定する。

(給付等台帳の整備)

第 8 条 会津坂下町社会福祉協議会長は、用具の給付等の状況を明確にするため老人日常生活用具給付等台帳（様式第 5 号）を整備するものとする。

(関係機関との連携等)

第 9 条 会津坂下町社会福祉協議会長は、地域包括支援センター等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

- 2 会津坂下町社会福祉協議会長は、この事業の実施に当たっては、高齢者サービス調整チームを活用し、他の老人福祉及び老人保健に関する諸事業との連携を図るものとする。
- 3 会津坂下町社会福祉協議会長は、この事業の実施について、広報誌等を通じて周知を図るものとする。
- 4 会津坂下町社会福祉協議会長は、この事業を行うため、ねたきり老人台帳等関係台帳を活用するとともに、老人日常生活用具給付台帳等の必要な帳簿を整備し、利用対象者の実態把握に努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会津坂下町社祉協議会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。